

報告第3号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をした
ことの報告について

上記の報告をする。

令和7年6月2日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をした
ことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

1 和解の相手方

中野区所在法人

2 事案の概要

令和6年8月19日、相手方運転の車両が高円寺駅北口ロータリーを通行中に、杉並区が管理する樹木（ケヤキ）の枝が強風により落下し、当該車両の屋根を損傷させた。これについて、令和7年3月25日、相手方から損害賠償額を含めた和解条件の提示があった。

3 和解の内容

- （1）杉並区は、相手方に対し、本件事故の和解金として10万円の支払義務があることを認める。
- （2）杉並区は、10万円を相手方が指定する口座に、振り込む方法により支払う。振込手数料は、杉並区の負担とする。
- （3）和解金は、示談書締結の日の翌日から起算して、1か月以内に支払う。
- （4）杉並区と相手方との間において、本件事故に関し、示談書に定めるもののほか何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。
- （5）相手方は今後杉並区に対し、名目の如何を問わず、本件事故に関して何ら

の請求をしない。

4 専決処分日

令和7年4月21日